



スタジアム・アリーナ改革の実現に 活用可能な施策一覧

令和5年7月

スポーツ庁

経済産業省

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策

→	スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施			
	・設計・建設又は運営・管理における官民連携手法の検討	ソフト		・・・P.3-P.5
	・設計・建設の実施		ハード	・・・P.6-P.11
→	スタジアム・アリーナやプロスポーツチーム等の活用推進			
	・スタジアム・アリーナ等を活用した観光コンテンツの創出	ソフト		・・・P.12
→	スタジアム・アリーナ周辺地域の魅力向上			
	・スタジアム・アリーナ周辺インフラの整備		ハード	・・・P.13
→	スタジアム・アリーナ等を核とした地方創生			
	・地方創生の取組に係る支援策	ソフト	ハード	・・・P.14-P.15

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

構想・計画段階

設計・建設又は運営・管理の官民連携手法を検討したい

● 文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業（文部科学省）

【対象】事業①：民間事業者、事業②：地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等

【用途】事業①：文教施設における先導的なPPP/PFI手法の導入検討に係る調査・検討
事業②：文教施設における先導的なPPP/PFI手法の事業の発案や具体化の検討

【内容】委託事業<ソフト支援>

【規模】事業①：1,500万円程度、事業②：1,100万円程度

【公募期間】事業①：令和5年2月24日（金）～3月20日（月）
事業②：令和5年1月23日（月）～2月13日（月）

【要件】事業①：地方公共団体等における先導性を有する案件への支援
事業②：協議会の設置等

● 先導的官民連携支援事業（国土交通省）

【対象】地方公共団体、独立行政法人、公共法人

【用途】官民連携事業の導入や実施に向けた検討や、導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

【内容】補助事業<ソフト支援>

【規模】補助金の1件当たりの上限は20,000千円。ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、原則10,000千円を上限。
全額国費による定額補助。ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2。

【公募期間】①令和5年2月3日（金）～2月24日（金）
②令和5年4月17日（月）～5月23日（火）

【要件】都市公園等の国土交通省の所管する分野における官民連携事業であること等

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧②

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施	
構想・計画段階	設計・建設又は運営・管理の官民連携手法を検討したい
	<ul style="list-style-type: none">● 官民連携型公園計画策定調査（国土交通省） 【対象】地方公共団体 【用途】官民連携による都市公園の整備・管理運営を推進することを目的とした調査 【内容】社会資本整備総合交付金〈ソフト支援〉 【規模】交付対象経費に1/2を乗じて得た額 【要件】社会資本総合整備計画に基づき実施すること 等
	<ul style="list-style-type: none">● スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター） ・ 地域スポーツ施設整備助成（PPP/PFI導入のためのアドバイザリー活用事業） 【対象】地方公共団体 【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる施設の整備に当たり、PPP/PFIの導入のためアドバイザリーを活用する事業。 【内容】助成事業〈ソフト支援〉 【規模】助成対象経費（上限額：4千万円）に1/2を乗じて得た額 【公募期間】令和5年6月～8月 【要件】PPP/PFIの導入を検討する施設は、公共のスポーツ施設であること。 PPP/PFIの導入を検討する施設について、整備、維持管理等に関する基本構想又は基本計画を策定していること。 等
	<ul style="list-style-type: none">● スタジアム・アリーナ改革推進事業((3)先進事例形成支援事業)（スポーツ庁） 【対象】地方公共団体又は法人格を有する団体 【用途】スタジアム・アリーナの整備に係る構想・計画の策定支援。ステークホルダーとの合意形成を図るための官民連携推進協議会等の開催支援。 【内容】委託事業〈ソフト支援〉 【規模】3件 15,000千円/件 【要件】2025年までに設計・建設段階への移行が予定されていること 等

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

構想・計画段階	設計・建設又は運営・管理の官民連携手法を検討したい	<ul style="list-style-type: none"> ● PPP/ PFI事業の案件形成機能の強化・充実（内閣府） 【対象】地方公共団体等 【用途】地方公共団体のPPP/PFI案件の形成を促進 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域プラットフォーム形成支援 地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の立ち上げや運営を支援。地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施 ※地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能 ② 優先的検討運用支援 PPP/PFI手法の適用を、従来手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規定を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援 ※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価 (1) 人口20万人未満の地方公共団体 (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体 (3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体 ③ 高度専門家による課題検討支援 公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標運動方式（アベイラビリティペイメント方式）の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施 【内容】委託事業＜ソフト支援＞ ※内閣府が委託したコンサルタントにより地方公共団体等を支援 【規模】約1億2,000万円（①～③事業等の合計） 【公募期間】令和5年1月16日～3月3日12時 【要件】本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『事業化前』段階のものが対象 支援措置により各種要件あり
---------	---------------------------	--

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

設計・建設段階	スタジアム・アリーナを建設したい	<p>● 学校施設環境改善交付金（地域スポーツ施設整備）（スポーツ庁） 【対象】地方公共団体 【用途】社会体育施設の整備（耐震化等を除き改修事業は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツセンター新改築・改造事業 ・地域屋外スポーツセンター新改築事業 ・社会体育施設耐震化事業 等 <p>【内容】交付金＜ハード支援＞ 【規模】交付対象経費（※）に1/3を乗じて得た額（上限額は施設・面積等により異なる）</p> <p>※交付対象経費の上限額の例（令和5年度予算ベース） 地域スポーツセンター新改築（研究又は宿泊機能を有する場合）：1,452,000千円 地域屋外スポーツセンター新改築：128,373千円 社会体育施設耐震化：200,000千円</p> <p>※R5年度より導入可能性調査やアドバイザー経費を補助対象経費に追加。 【要件】事業毎に各種要件あり</p>
	<p>● スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター） ・地域スポーツ施設整備助成（スポーツ競技施設等の整備）</p> <p>【対象】地方公共団体 ほか 【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設（増改設を含む。）、改修又は改造を行う事業。 【内容】助成事業＜ハード支援＞ 【規模】助成対象経費（上限額：3千万円）に2/3を乗じて得た額 【公募期間】令和4年11月～令和5年1月 【要件】国又は公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外 地域住民にとって身近で利用しやすい位置にあり、かつ楽しく安全にスポーツ活動に親しむことができるように整備されるものであること 等</p>	

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

設計・建設段階	スタジアム・アリーナを建設したい	<p>●スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター） ・地域スポーツ施設整備助成（スポーツ競技施設の大規模改修等） 【対象】地方公共団体 【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設の改修又は改造を行う事業で、老朽化したスポーツ競技施設の改修若しくは改造、スポーツ競技施設の高機能化のための改造又はバリアフリー化を目的として施設の改修又は改造のみを行う事業 【内容】助成事業＜ハード支援＞ 【規模】助成対象経費（上限額：1.5億円）に2/3を乗じて得た額 【公募期間】令和4年11月～令和5年1月 【要件】国又は公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外 地域住民にとって身近で利用しやすい位置にあり、かつ楽しく安全にスポーツ活動に親しむことができるように整備されるものであること 等</p>
		<p>●スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター） ・大規模スポーツ施設整備助成（Jリーグホームスタジアム整備事業） 【対象】地方公共団体 【用途】スポーツ振興投票対象試合を実施する競技場の新設事業 【内容】助成事業＜ハード支援＞ 【規模】助成対象経費（上限額：40億円）に3/4を乗じて得た額 【公募期間】※令和元年度～令和5年度は募集せず 【要件】スポーツ振興投票対象試合を実施する競技場であること 助成年度において、J1又はJ2に属するチームのホームスタジアムであること 国又は公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外 等 （要件は平成30年度ベース）</p>

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑥

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

設計・建設段階	スタジアム・アリーナを建設したい	<p>● 社会資本整備総合交付金（都市公園事業）（国土交通省）</p> <p>【対象】地方公共団体</p> <p>【用途】都市公園の整備（公園施設としてスタジアム・アリーナや園路、広場等を整備する場合は対象）</p> <p>【内容】社会資本整備総合交付金＜ハード支援＞</p> <p>【規模】交付対象経費に1/3（用地費）又は1/2（施設費）を乗じて得た額</p> <p>【要件】社会資本総合整備計画に基づき実施すること</p> <p>面積要件：原則2ha以上</p> <p>総事業要件：市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上 等</p>
		<p>● まち再生出資業務（民間都市開発推進機構）</p> <p>【対象】民間事業者</p> <p>【用途】市町村が定める都市再生整備計画の区域や都市機能誘導区域等における民間都市開発事業</p> <p>【内容】金融支援(出資等)＜ハード支援＞</p> <p>【規模】金融支援限度額は次のうち最も少ない額</p> <p>①公共施設等整備費 ②総事業費の50% ③資本の額の50%</p> <p>【要件】国土交通大臣の認定を受けた事業であること 等</p>

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

設計・建設段階	スタジアム・アリーナを建設したい	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタル田園都市国家構想交付金（拠点整備タイプ）（内閣府地方創生推進事務局） 【対象】地方公共団体 【用途】デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点整備 【内容】交付金＜ハード支援（一部ソフト支援あり）＞ 【規模】交付対象事業費（※）に1/2を乗じて得た額 ※交付対象事業費上限額 都道府県 30億円、中枢中核都市 20億円、市町村 10億円 【公募期間】令和4年12月7日～令和5年1月25日（第1回） 令和5年4月27日～令和5年6月8日（第2回） 【要件】地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けること 地方版総合戦略に位置付けられた自主的・主体的で先導的な取組であること KPI（重要業績評価指標）の設定及びこれに基づくPDCAサイクルが整備されていること
----------------	-------------------------	--

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑧

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

設計・建設段階	スタジアム・アリーナの付帯施設又は設備を整備したい	<p>●地域未来投資促進税制（経済産業省）</p> <p>【対象】民間事業者</p> <p>【用途】スタジアム・アリーナを活用した地域経済牽引事業</p> <p>【内容】税制＜ハード支援＞</p> <p>* 機械・装置等：40%特別償却または4%税額控除 （上乗せ要件を満たす場合：50%特別償却または5%税額控除）</p> <p>* 建物等：20%特別償却または2%税額控除</p> <p>【要件】地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受け、「地域経済の成長発展の基盤強化に特に資するもの」として定める基準に適合することについて国の確認を受けること</p>
		<p>●まち再生出資業務（民間都市開発推進機構）</p> <p>【対象】民間事業者</p> <p>【用途】市町村が定める都市再生整備計画の区域や都市機能誘導区域等における民間都市開発事業</p> <p>【内容】金融支援(出資等)＜ハード支援＞</p> <p>【規模】金融支援限度額は次のうち最も少ない額</p> <p>①公共施設等整備費 ②総事業費の50% ③資本の額の50%</p> <p>【要件】国土交通大臣の認定を受けた事業であること 等</p>
		<p>●地域経済牽引事業計画関連融資（日本政策金融公庫・中小企業事業）</p> <p>【対象】都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って事業を行う特定事業者（※みなし特定事業者を含む。）</p> <p>【用途】スタジアム・アリーナを活用した地域経済牽引事業</p> <p>【内容】特別利率等での融資</p> <p>【要件】地域経済牽引事業計画の承認事業者が行う設備投資等であること</p> <p>（注）日本政策金融公庫の個別審査が必要となること</p>

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑨

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施		
<p>設計・建設段階</p>	<p>スタジアム・アリーナの付帯施設又は設備を整備をしたい</p>	<p>●デジタル田園都市国家構想交付金（拠点整備タイプ）（内閣府地方創生推進事務局） 【対象】地方公共団体 【用途】デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点整備 【内容】交付金＜ハード支援（一部ソフト支援あり）＞ 【規模】交付対象事業費（※）に1/2を乗じて得た額 ※交付対象事業費上限額 都道府県 30億円、中枢中核都市 20億円、市町村 10億円 【公募期間】令和4年12月7日～令和5年1月25日（第1回） 令和5年4月27日～令和5年6月8日（第2回） 【要件】地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けること 地方版総合戦略に位置付けられた自主的・主体的で先導的な取組であること KPI（重要業績評価指標）の設定及びこれに基づくPDCAサイクルが整備されていること</p>
<p>設計・建設段階</p>	<p>スタジアム・アリーナの付帯施設又は設備を整備をしたい</p>	<p>●省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金（経済産業省） ※オーダーメイド型事業の場合 【対象】中小企業等（地方公共団体も利用可） 【用途】空調、ボイラー等のエネルギー消費設備の省エネ型設備への「更新」 【内容】補助事業（ハード支援） 【規模】補助対象経費に1/2を乗じて得た額（中小企業等） ※上限額15億円／年度（複数年度は20億円／事業） 【公募期間】令和5年7月10日～8月25日（三次公募） 【要件】機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等へ更新する場合、申請単位（スタジアム全体）において、原油換算量ベースで以下のいずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上 ・省エネ量＋非化石使用量：700kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率：7%以上</p>

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑩

スタジアム・アリーナやプロスポーツチーム等の活用推進

<p>スタジアム・アリーナ等を活用して、訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進したい</p>	<p>● 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業等（観光庁） 【対象】・登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体） ・先駆的DMO※ ※観光庁において選定 【用途】広域周遊観光促進のための、①調査・戦略策 ②滞在コンテンツの充実 ③受入環境整備 ④旅行商品流通環境整備 ⑤情報発信・プロモーション 【内容】補助事業＜ソフト支援＞ 【規模】①：定額（上限1,000万円） ただし、先駆的DMOによる取組においては上限2,000万円 ②～⑤：補助対象経費に1/2を乗じて得た額 （継続事業については2年目:2/5、3年目以降:1/3） ※予算額7.6億円 【公募期間】令和5年2月上旬～令和5年2月下旬 【要件】地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行っていること</p>
<p>スタジアム・アリーナ等を活用して、観光客等の各地域への周遊を促進したい</p>	<p>● 事業者間・地域間におけるデータ連携等を通じた観光・地域経済活性化実証事業（観光庁） 【対象】地方公共団体・DMO、地域の観光事業者、先進技術を保有するベンチャー・大学・企業等からなるコンソーシアム・団体 【用途】観光地・観光産業のDXの推進を通じた①旅行者の利便性向上・周遊促進、②観光産業の生産性向上、③観光地経営の高度化による稼げる地域の創出に向けた実証事業 【内容】調査事業＜ソフト支援＞ 【規模】平均6,000万円/件 ※予算額10億円の内数 【公募期間】令和5年2月20日～令和5年3月27日</p>

スタジアム・アリーナ周辺地域の魅力向上

スタジアム・アリーナ 周辺インフラの整備 を行いたい

●都市構造再編集集中支援事業（国土交通省）

【対象】市町村等

【用途】体育施設の周辺（都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内等）の整備（地域交流センター、駅前広場、歩行者空間等の整備）

※体育施設本体の整備に要する費用については支援対象外

【内容】「立地適正化計画」に基づき、市町村等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業
<ソフト・ハード支援>

【規模】都市機能誘導区域内等：交付対象事業費（※）に1/2を乗じて得た額

居住誘導区域内等：交付対象事業費（※）に45%を乗じて得た額

※地域交流センター等の建築物である施設の整備については、1箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする

【要件】立地適正化計画に基づき実施する事業であること 等

スタジアム・アリーナ等を核とした地方創生

スタジアム・アリーナ等を核とした地方創生を行いたい

●デジタル田園都市国家構想交付金（推進タイプ）（内閣府地方創生推進事務局）

【対象】地方公共団体

【用途】デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組

【内容】交付金＜ソフト支援（ただし事業内容により一定割合のハード支援も可）＞

- (1)先駆型：①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤デジタル社会の形成への寄与の5つの要素が全て含まれている事業
- (2)横展開型：先駆的・優良事例の横展開を図る事業（上記①に加え、②から⑤までのうち、2つ以上の要素が含まれている事業）
- (3) Society5.0型：地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業（上記①から④の要素が全て含まれている事業）

【規模】交付対象事業費（※）に1/2を乗じて得た額

※交付対象事業費上限額

先駆型：都道府県 6億円、中枢中核都市 5億円、市町村 4億円

横展開型：都道府県 2億円、中枢中核都市 1.7億円、市町村 1.4億円

Society5.0型：6億円

【公募期間】令和4年12月23日～令和5年1月25日（第1回）

令和5年4月27日～令和5年6月8日（第2回）

【要件】地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けること

地方版総合戦略に位置付けられた自主的・主体的で先導的な取組であること

KPI（重要業績評価指標）の設定及びこれに基づくPDCAサイクルが整備されていること

スタジアム・アリーナ等を核とした地方創生	
スタジアム・アリーナ等を核とした地方創生を行いたい	<ul style="list-style-type: none">● 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府地方創生推進事務局） <p>【対象】民間事業者</p> <p>【用途】国が認定した地域再生計画に基づく地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する仕組み</p> <p>【内容】税制</p> <p>【規模】寄附額の最大約 9 割の法人関係税の軽減</p> <p>【要件】地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けること など</p>

參考資料

背景・課題

「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」に基づいて、取組を抜本的に強化し、今後5年間を重点実行期間とし、関連施策を集中的に投入するとともに、幅広い自治体の取組を促し、スタジアム・アリーナ、文化施設へのコンセッション導入や教育施設等の先行事例の横展開を強化することとされた。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）

○アクションプランでは、スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設を重点分野とし、コンセッション等の活用を目指すため、スポーツ施設10件、文化・社会教育施設10件、大学施設5件の具体化を目標として、取組を促進していくこととされている

事業内容

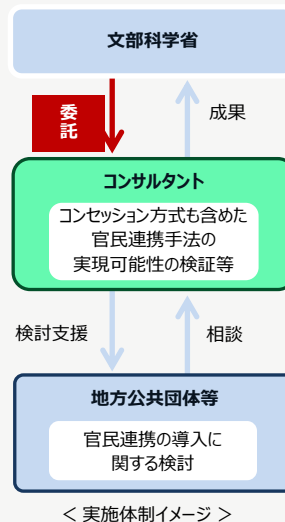
① コンサルタントによる地方公共団体等に対する調査検討支援

15百万円

所管施設のより良い運営方法を検討中の複数自治体に対し、コンセッション方式も含めたPPP/PFI手法の活用に向けて、施設の現状調査及び改善検討、各PPP/PFI手法の整理・比較等により、コンセッション方式を含めて、実現可能性検証に対してコンサルタントを通じた支援を行う。

また、コンセッション方式に興味やノウハウを持つ事業者の抽出、効果的なプラットフォームの在り方やスキームの調査・検討に対して、コンサルタントを通じた支援を行う。

- 支援対象事業件数：3件程度
- 委託先：PPP/PFI（コンセッション含む）分野の案件化実績のあるコンサルタント事業者
- 支援対象：所管施設の運営手法を検討中で、コンセッション方式も含めた官民連携手法に興味を持つ地方公共団体等
- 支援概要
 - ・ コンセッション方式も含めた官民連携の導入に関する検討へのアドバイス
 - ・ 専門的な企業との情報交換、マッチング 等

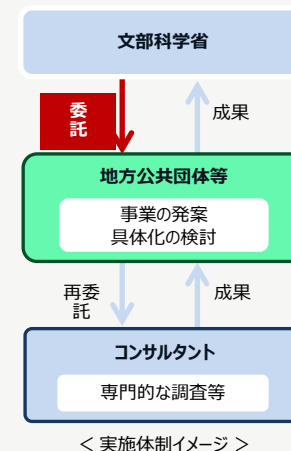


② 地方公共団体等に対するPPP/PFI導入支援

11百万円

文教施設分野において、地方公共団体等におけるコンセッション方式も含めたPPP/PFI手法の導入が進むよう、事業手法の具体的な検討や、事業スキームの開発などの支援を行う。

- 支援対象事業件数：1件
- 委託先・支援対象：PPP/PFI（コンセッション含む）の事業化を検討している地方公共団体等
- 支援概要
 - ・ 事業手法の比較・検討
 - ・ 民間事業者への聞き取り等によるインセンティブの検討
 - ・ VFMの算定
 - ・ 官民リスク分担
 - ・ 民間事業者の意向調査 等



調査検討段階

実現可能性の検証
プラットフォーム・スキームの調査・検討

支援①

導入検討段階

事業の発案 ▶ 具体化の検討

支援②

手続

実施

※ 本事業は、文教施設（スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設等）を対象とした事業

先導的官民連携支援事業について

○ 地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。

タイプ

- (イ) 事業手法検討支援型 : 施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査
 - うち中小規模団体枠 : (イ)のうち、人口20万人未満の地方公共団体が行う公共施設等の集約・再編等に係る官民連携事業の導入検討のための調査
- (ロ) 情報整備支援型 : 先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

補助対象経費

コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)

補助率・補助限度額

予算の範囲内で、上限2,000万円の定額補助

(注)都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円とする。

補助要件

調査対象が国土交通省の所管する事業であること、調査報告書を公開すること等

H23～R4の支援実績

年度	申請数(件)	採択数(件)
H23	34	11
H24	50	21
H25	53	31
H26	61	28
H27	38	20
H28	61	24
H29	52	25
H30	72	27
R1	45	29
R2	39	24
R3	45	24
R4	38	26
計	588	290

官民連携型公園計画策定調査

○ 公園全体での民間活用の拡大に向け、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援できる仕組みを整えるため、官民連携による公園の整備・管理運営のための調査を支援。

官民連携型公園計画策定調査

【予算】 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金

【目的】 官民連携による公園の整備・管理運営の調査を支援し、都市公園における公共施設等運営事業など公園での多様なPPP/PFI活用モデルの案件形成を図る。

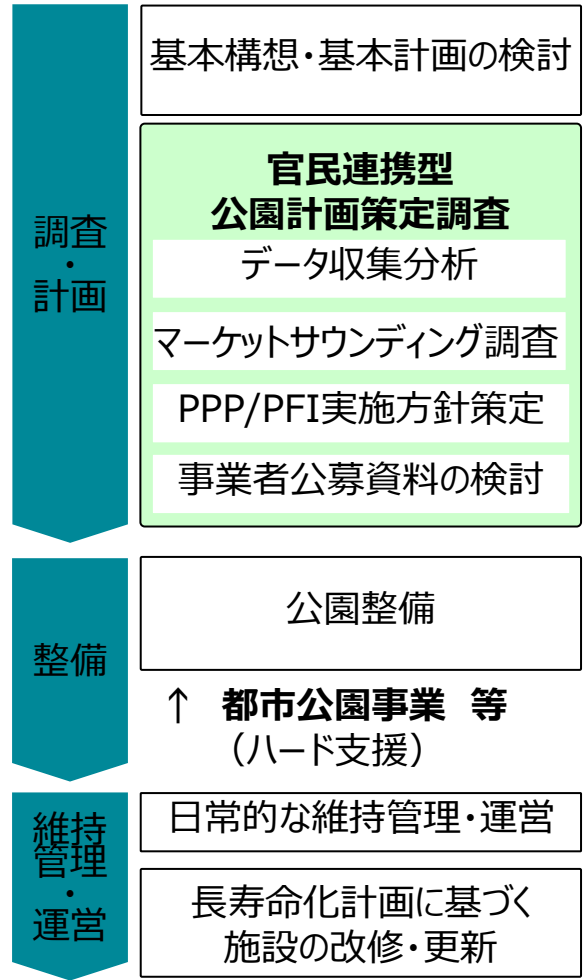
【要件】 官民連携による公園の整備・管理運営を推進するための調査を行うものであること。

【対象】 上記要件に該当する調査に要する費用

- ・官民連携の事前調査としてのデータ収集分析
- ・マーケットサウンディング調査
- ・PPP/PFI事業の実施方針策定
- ・事業者公募資料の検討 等

【国費率】 1 / 2

公園整備の流れと支援制度の関係



スポーツ振興事業助成

(独) 日本スポーツ振興センターでは、国のスポーツ振興施策の一環として、我が国のスポーツの競技水準の向上、地域におけるスポーツ環境の整備など、スポーツの普及・振興を図るため、スポーツ振興事業に対する助成を行っています。

スポーツ振興くじ助成金

スポーツくじは、スポーツ環境の整備・充実など、スポーツ振興施策を実施するための財源確保を目的として導入されました。平成14年度から、スポーツくじの販売により得られる収益により、誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくりから、世界の第一線で活躍する選手の育成まで、地方公共団体及びスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に対して助成を行っています。

【助成区分】

- ・大規模スポーツ施設整備助成
 - ・地域スポーツ施設整備助成
 - ・地方公共団体スポーツ活動助成
 - ・スポーツ団体スポーツ活動助成
- (ほか)

【令和5年度配分実績】

1,801件 約184.6億円

スポーツ振興基金助成金

スポーツ振興基金は、スポーツの国際的な競技水準の向上とスポーツの裾野拡大のため、平成2年に政府出資金を受けて設立されました。現在は、民間からの寄附金に基づく基金の運用益や国からの運営費交付金等により、スポーツ団体、選手・指導者等が行う各種スポーツ活動等に対して助成を行っています。

【助成区分】

- ・スポーツ団体大会開催助成
- ・アスリート助成

(ほか)

【令和5年度配分実績】

178件 約18.0億円

競技強化支援事業助成金

平成15年度から、国の交付金を受け、これを財源として競技強化支援事業を開始しました。第3期スポーツ基本計画においても、政策目標の一つとして「夏季及び冬季それぞれのオリ・パラ競技大会並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数及びメダル獲得競技数等の実現を図る」とされており、チーム単位で競う国内におけるスポーツ最高峰のリーグの活性化等を目的として、助成を行っています。

【助成区分】

- ・スポーツ団体トップリーグ運営助成

【令和5年度配分実績】

13件 約2.8億円

競技力向上事業助成金

オリンピック・パラリンピック競技大会等における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のスポーツに関する国際競技力の向上を図るため、平成27年度から、国の交付金を受け、これを財源として、競技団体等が行う日常的・継続的な強化活動に対して、助成を行っています。

【助成区分】

- ・オリンピック選手等強化事業助成
- ・パラリンピック選手等強化事業助成

【令和5年度予算額】

約84.5億円

背景・課題

- 地域の賑わい拠点となるスタジアム・アリーナは、試合開催によるチケット・グッズ販売などスポーツ界にとっての収益の核となるだけでなく、集客による商店街や飲食店の利用等により地域への経済活性化においても重要な役割を持つ。そのためには、管理・運用段階において、試合以外の空きを埋めるイベントの検討や、周辺地域と一体となった経済効果を十分に検討し、構想・計画を策定する必要がある。そこで、スタジアム・アリーナ整備において、先進事例形成支援や事例の横展開を行い構想・計画段階の支援等を行う。

事業内容

(1) スタジアム・アリーナ改革選定事業

- 多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定に係る業務
 - 選定施設の評価ポイント等をまとめた事例集のアップデート
 - 新たにスタジアム・アリーナの建設を考えているクラブチームや自治体等からの相談受付、及び専門家の派遣等の相談窓口業務
 - スタジアム・アリーナ改革の周知業務
- 委託先：スポーツ関連産業のコンサル等実績のある民間企業（委託）
 - 件数：1 箇所 14,500千円

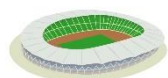
(2) 調査事業

- 国内のスタジアム・アリーナが周辺地域に及ぼす経済効果、付帯施設の稼働状況や収益状況等の事例調査
 - 次世代のスタジアム・アリーナの調査、次世代のスタジアム・アリーナの在り方について有識者による検討会の開催 等
- 委託先：コンサル等実績のある民間企業を想定（委託）
 - 件数：1 箇所 15,000千円

(3) 先進事例形成支援事業

- 中長期の安定的な運営・管理を想定したスタジアム・アリーナの構想・計画を策定するための官民連携推進協議会等の開催支援
 - コンセプション方式など運用・管理を見越した適切な管理手法の採用のための専門家による検討支援
- 委託先：コンサル等実績のある民間企業を想定（委託）
 - 件数：3 箇所 45,000千円

現状



単機能型
行政主導
郊外立地
低収益性

目指す姿



→ 多機能型
→ 民間活力導入
→ 街なか立地
→ 収益性改善

アウトプット(活動目標)

- スタジアム・アリーナ改革のために必要な事項の地方公共団体等における認知向上
- 中長期の運営・管理を十分の想定した構想・計画策定数の増加
- スタジアム・アリーナ整備における国内外の好事例に係る情報の収集及び発信

アウトカム(成果目標)

初期(平成30年頃)
地方公共団体による相談窓口やガイドブックの活用
中期(令和3年頃)
先進事例形成により、モデルとなる計画・構想増加
長期(令和7年頃)
多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ20拠点の実現

インパクト(国民・社会への影響)

- 定期的に数千人、数万人の人々を集めることができる集客施設であり、飲食、宿泊、観光等周辺産業への経済波及効果や雇用創出効果を生み、地域活性化の起爆剤とする
- 構想・計画からしっかりサポートすることで、多様な世代が集う交流拠点となる

令和5年度 PPP/PFI推進に資する支援措置

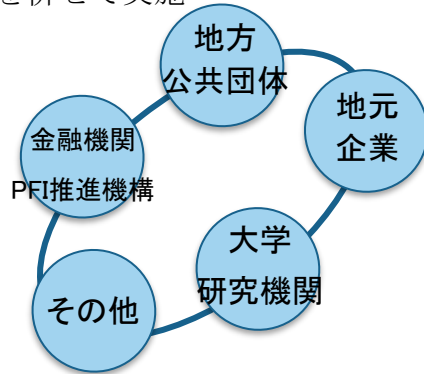
支援①～③の募集期間は令和5年1月16日～3月3日12時。支援期間は令和5年度内。

① 地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場

(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査をはじめ案件形成に資する支援を併せて実施



地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

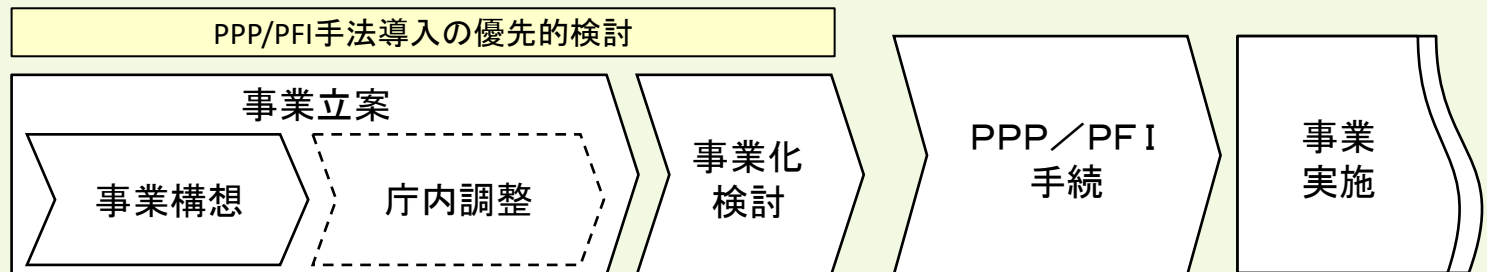
- (1)人口20万人未満の地方公共団体
- (2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

③ 高度専門家による課題検討支援

公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

※本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『事業化前』段階のものが対象となります

PPP/PFI
案件形成の
流れ



体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

令和5年度予算額 : 3,600,000千円

(前年度予算額 : 3,603,971千円)

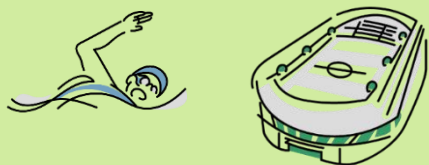
※令和4年度第二次補正予算額 : 815,546千円



▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。

- 地域のスポーツ環境の充実
- 災害時には避難所として活用されるための環境整備 (耐震化及び空調設備の整備等)
- 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化 (構造体・非構造体)
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO₂排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3 補助 ※災害対応の浄水プール等は1/2

R5制度改正

- アドバイザー経費を補助対象経費に追加

▶ 地域クラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、地域移行に資する施設について、部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金により整備・改修 (36億円の内1億円) を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1/3 補助

効果

- ✓ 子どもや障害者をはじめとするスポーツをする場を整備することで、体力の向上・心身の健康、医療費の削減に繋がる。
- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ PFIの活用による体育・スポーツ施設整備の推進に寄与する。
- ✓ 地域クラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、部活動の地域移行に向けた環境整備を促進する。

都市公園事業(社会資本整備総合交付金等の基幹事業)の概要

○地方公共団体が行う都市公園の整備については、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の基幹事業の一つである都市公園事業により支援。

都市公園事業の要件(概要)

○面積要件

- ・2ha以上の公園であること。
- ・ただし、三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は1ha以上

○総事業費要件

- ・全体事業費が1箇所当たり2.5億円以上の事業(ただし、都道府県事業は5億円以上)であること。

○都市公園等整備水準要件

- ・市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i)又は ii)の要件を満たすこと。
 - i) 一の市町村の区域内における以下のイ)からハ)までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満
 - イ) 都市公園
 - ロ) 特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む。)又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
 - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
 - ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i)のイ)からハ)までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満
- ・ただし、国家的事業関連公園(国民体育大会や全国都市緑化フェア、オリンピックの会場等)や防災公園等は除く。

○交付対象

- ・地方公共団体が実施する以下の事業
 - (1)都市公園の用地の取得
 - (2)公園施設の整備

○国費率

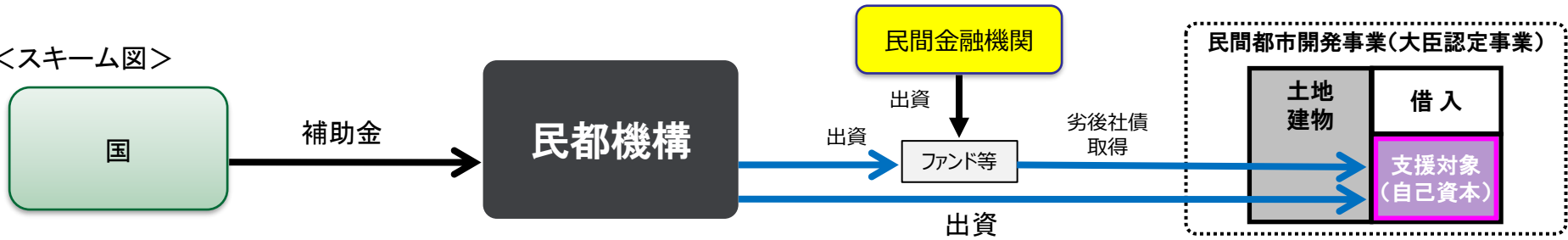
交付対象国費率 都道府県・市町村の負担
用地 1/3(1/2※1) 2/3(1/2※1)
施設 1/2※2 1/2※2

※1()は、沖縄[沖縄振興特別措置法に基づくもの]
※2 事業主体が歴史的風致維持向上支援法人の場合、地方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要する費用の1/2以内で、かつ当該緑地の整備に要する全体事業費の1/3以内

まち再生出資の概要

- 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。
- 事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。

<スキーム図>



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者(SPC)

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

<対象事業>

- 次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業区域面積が0.2ヘクタール以上であること(医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上)
 - ※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
 - ※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上(誘導施設^{※1})を含む事業は500㎡以上)

<支援限度額>

- ・次の①～③のうち、最も少ない額
- ① 総事業費の50%
- ② 資本の50%
- ③ 公共施設等^{※2}の整備費 (都市機能誘導区域内は、公共施設等 + 誘導施設^{※1})

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※1: 支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。
 ※2: 公共施設のほか、都市利便施設(駐車場、防災備蓄倉庫等)、建築利便施設(エレベーター、共用通路等)及びインキュベーション施設を含む。

具体例

オガールプラザ整備事業(岩手県紫波町)

- 支援内容
 - (1)支援先 オガールプラザ株式会社
 - (2)出資額 0.6億円
- 事業内容
 - (1)規模 地上2階建
 - (2)用途 図書館、物販・飲食施設、子育て支援センター、事務所
 - (3)工期 2011年9月～2012年6月



実績等

2005年度～2022年度
 支援件数 56件 支援総額 約438億円

デジタル田園都市国家構想交付金

(地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ) の概要

- デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。
 - 地方創生推進タイプ (先駆型・横展開型・Society5.0型) ⇒ 主にソフト事業を支援。【R5当初：532億円】
 - 地方創生拠点整備タイプ ⇒ 主にハード事業を支援。【R4補正：400億円、R5当初：70億円】
- ＜対象事業例＞ 観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化 等
- 地方創生拠点整備タイプについて、官民一体となって地域の課題解決に取り組むことができるよう、支援を拡充。

事業
期間

上限額
補助率

カード
交付率

カード
利活用

その他

推進タイプ
【先駆型】

5年間

国費：
都道府県3.0億円
中枢中核都市2.5億円
市区町村2.0億円
補助率：1/2

デジタルを主内
容とするもの
(注1)は、採択
にあたりカードの
交付率を勘案

推進タイプ
【横展開型】

3年間

国費：
都道府県1.0億円
中枢中核都市0.85億円
市区町村0.7億円
補助率：1/2

カードの利
活用を含む
場合は加算

推進タイプ
【Society5.0型】

5年間

国費：3.0億円
補助率：1/2

現状交付率全
国平均以上を申
請要件

拠点整備タイプ

当初予算：
原則3年間
補正予算：
単年度

国費：
都道府県15億円
中枢中核都市10億円
市区町村5億円
補助率：1/2

デジタルを主内
容とするもの (注
1)は、採択にあ
たりカードの交付
率を勘案

＜対象＞

目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する事業。

【推進タイプの事業類型】

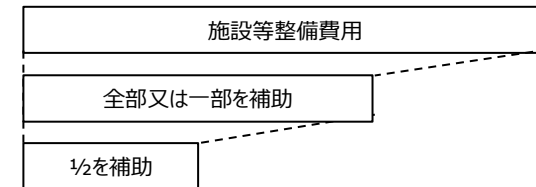
- 先駆型 : 先駆性の高い最長5年間の事業
- 横展開型 : 先駆的・優良事例の横展開を図る最長3年間の事業
- Society5.0型 : 地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業

＜拠点整備タイプにおける拡充＞

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2を交付することを可能とする。

【支援スキーム】

- 民間事業者
- 地方公共団体
- 国



【支援対象となる施設のイメージ】

- 移住や二地域居住に活用する集合住宅やシェアハウス
- 地域の歴史的価値のある建築物、伝統文化体験施設
- 地域の交流促進、地産地消等の拠点となるコミュニティセンター、コミュニティカフェ
- 子育てサービスとワークスペースを併設した施設 等

(注1) デジタル実装のための計画策定、開発・実証等を主内容とする事業

(注2) 申請上限件数は以下の通り

- 推進タイプ 都道府県：6事業、中枢中核都市：5事業、市区町村：4事業 ※Society5.0型は申請件数の枠外
- 拠点整備タイプ 当初：2023～27年度（デジ田総合戦略の期間）を通じて1事業、補正：上限なし

地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。

STEP 1：都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ① 地域の特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

STEP 2：国（主務大臣）による課税特例の確認

【適用期限：令和6年度末まで】

※詳細は事業実施場所を担当する経済産業局にお問い合わせください。

① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

- 以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること
- 【通常類型】**
 - ・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上
 - 【サプライチェーン類型】**
 - ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造
 - ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

（※）対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

税制適用の主な注意点

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
 2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
 3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とはなりません。
 4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とはなりません。
- ※ 詳細は国税庁HP(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm>)を御確認ください。

〈上乗せ要件〉（平成31年度以降の承認事業のみ）

- 要件⑥（（ア）または（イ））と要件⑦を満たすこと
- ⑥ （ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
 - （イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上（令和5年度以降の承認事業のみ）
 - ⑦ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
- ※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外

日本政策金融公庫からの固定金利での融資

➤ 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫から固定金利での貸付けを受けることができます。

1. 制度の利用手順



2. 貸付対象等 (中小企業事業)

貸付対象	特定事業者	
資金用途	設備資金・長期運転資金 (災害等の発生時に地域経済牽引事業を継続するために必要な資金を含む。)	
貸付期間	設備資金	20年以内 (うち据置期間2年以内)
	長期運転資金	7年以内 (うち据置期間2年以内)
貸付限度	7.2億円	
貸付利率	設備資金	基準利率から2.7億円を限度として最大0.9%引下げ (※)
	長期運転資金	基準利率

(※) 以下のいずれかの条件を満たす場合には、0.9%の引下げとなります。

- ① 新規開業して7年以内であるもの
 - ② 困難な経営状況にあるもの
 - ③ 公庫と民間金融機関が連携支援を図るもの
- なお、複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律上の承認基準を満たし、かつ、上記のいずれかの条件を満たす必要があります。

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金等

工場等での省エネを促進するため、非化石エネルギーへの転換に資する設備も含め、**省エネ性能の高い設備・機器への更新を支援。**

企業の複数年にわたる投資計画に対応する形で今後3年間で集中的に支援し、特に中小企業の潜在的な投資需要を掘り起こす。

		省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金		省エネルギー投資促進支援事業費補助金	
事業区分		① 先進事業	② オーダーメイド型事業	③ 指定設備導入事業	④ エネルギー需要最適化対策事業
事業要件		外部審査委員会において、以下の先進性が認められた設備・システムを支援。 ①導入ポテンシャル ②技術の先進性(非化石転換等) ③省エネ効果	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)の導入を支援。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業。	事前登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、EMSを用いてエネルギー使用量を計測することで、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業。
省エネルギー効果の要件 ^{※1}		申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注) ※複数の対象設備(①②③)を組み合わせる場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は認めないこととする。	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注) ※複数の対象設備(①②③)を組み合わせる場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は認めないこととする。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ユーティリティ設備> ①高効率空調 ⑥低炭素工業炉 ②産業ヒートポンプ ⑦変圧器 ③業務用給湯器 ⑧冷凍冷蔵設備 ④高性能ボイラ ⑨産業用モータ ⑤高効率コージェネレーション⑩調光制御設備 <生産設備> ⑪工作機械 ⑭印刷機械 ⑫プラスチック加工機械 ⑮ダイカストマシン ⑬プレス機械 </div>	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率 2%以上 を満たす事業
補助対象経費		設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費	設備費	設備費、設計費、工事費
補助率	中小企業者等 ^{※2}	2/3以内	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	1/3以内	1/2以内
	大企業 ^{※3} 、その他 ^{※4}	1/2以内	1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内		1/3以内
補助金限度額(非化石)		【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円) ※連携事業は30億円(40億円)	【上限額】1億円/年度 【下限額】30万円/年度 ※複数年度事業は認められない	【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、1億円

※2④ エネルギー需要最適化対策事業は省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金、省エネルギー投資促進支援事業費補助金の双方で利用可能

広域周遊観光促進のための観光地域支援事業等

観光庁(観光地域振興課) : 763百万円

事業概要

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となっていく、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

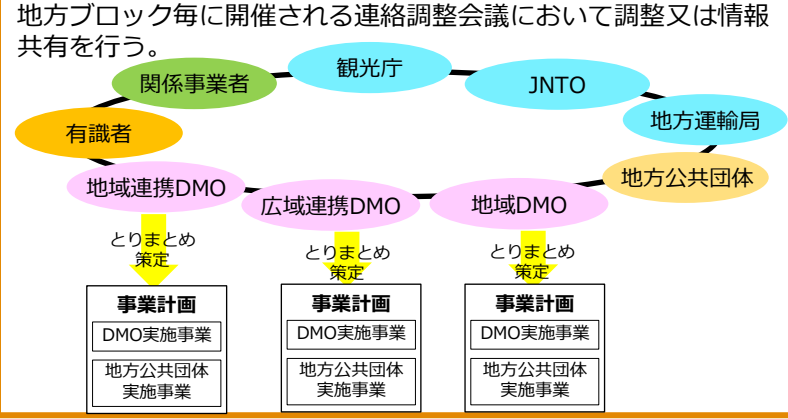
支援制度

・補助対象事業 :

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊促進を目的とした以下の取組 ※先駆的DMOによる取組については支援を強化

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

連絡調整会議



具体的な支援イメージ

①調査・戦略策定 データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。 マーケティング調査	②滞在コンテンツの充実 地方部への誘客につながる地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。 集落の散策	③受入環境整備 HP等で混雑状況の情報を提供するシステムや、観光地の案内アプリの整備等を支援。 混雑状況の情報提供	④旅行商品流通環境整備 旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援。 商談会への参加	⑤情報発信・プロモーション WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。 WEBを活用したエリア内の魅力発信
---	---	--	--	---

・補助対象者 :

- ・登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体 (登録DMO、地方公共団体)
- ・先駆的DMO※ ※観光庁において選定

・補助率 :

- ① : 定額 (上限1,000万円) ただし、先駆的DMOによる取組においては上限2,000万円
- ②~⑤ : 事業費の1/2等

●DXの推進を通じて、観光地として、①旅行者の利便性向上・周遊促進、②観光産業の生産性向上、③観光地経営の高度化により、稼げる地域の実現につながる先進モデルを構築するべく、以下の要件に合った実証事業に取り組む。

事業イメージ

旅行者の利便性向上・周遊促進

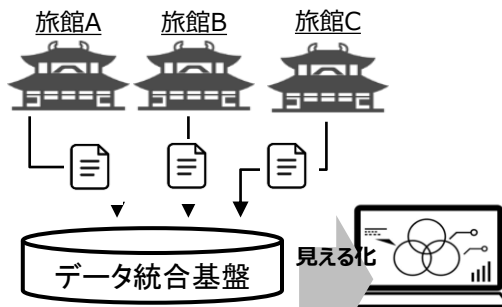
○その時・その場所・その人に応じたレコメンドを実現するために、周辺の情報発信や旅行者にメリットのある予約・決済、交通、チケット、マップ等の機能と組み合わせた観光アプリ等の導入を推進する。



旅行者の現在地に応じたお勧め情報の提供

観光産業の生産性向上

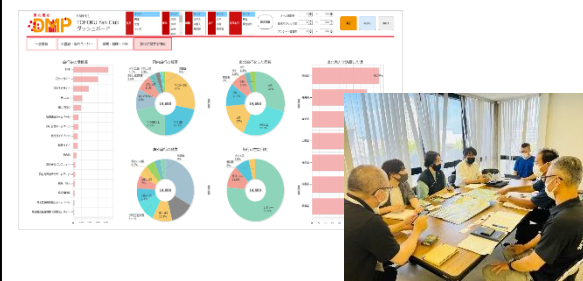
○予約・在庫管理等で蓄積されたデータを分析・活用し、経営資源の見える化と業務効率化を行うことで、より顧客に対して付加価値の高いサービスを提供する取組を推進する。



宿泊事業者におけるデータ連携のイメージ

観光地経営の高度化

○DXに関する地域の戦略策定に加えて、CRMやDMP等の導入を推進し、蓄積したデータを活用して、実施した観光施策の効果検証等や更なる打ち手の検討を行う取組を推進する。

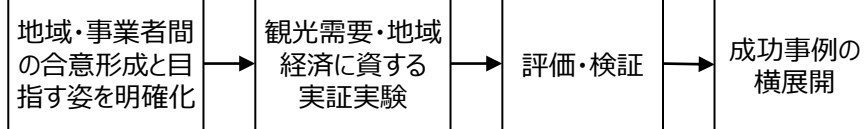


DXに関する地域の戦略策定やCRMやDMPの活用
出典：しまなみジャパン、東北観光推進機構

対象

○ 地方公共団体・DMO、地域の観光事業者、先進技術を保有するベンチャー・大学・企業等からなるコンソーシアム・団体

事業の流れ



都市構造再編集集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
 国費率：1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45%（居住誘導区域内等）

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>
 ○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】
 住居移転支援、元地の適正管理等

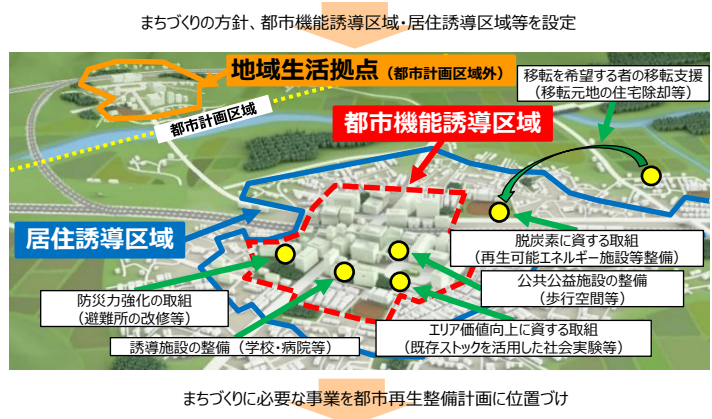
<民間事業者等>、<都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）>
 ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

ー民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
 ※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
 ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
 ○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)※」
 ーただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外
 ※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。
 ○その他、以下の地区においても実施可能
 ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
 ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
 ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
 ・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表



市町村が都市再生整備計画を作成・公表

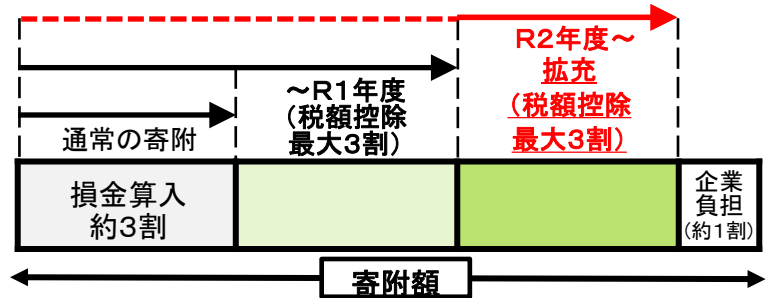


企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ① 不交付団体である東京都
 - ② 不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

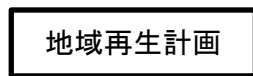
- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

① 地方公共団体が地方版総合戦略を策定



② ①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③ 計画の認定



④ 寄附



⑤ 税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,543市町村(令和5年4月1日時点)